対象と なる 工事の具体例

内容	工事内容		具体例 ・ 備 考
外部工事	屋根の葺き替え・塗装・防水工事		
	外壁の張り替え・塗装工事		
	雨どい等の取り替え・修理		
内部工事	玄関・居室等の間取りの変更・模様替え工事		
	部屋の間仕切りの変更工事		
	床材・内壁材・天井材の張り替え・塗装等の内装工事		クロス工事、フローリング・カーペットの張替え 床暖房（ガス、電気式）
	床・壁・窓・天井・屋根の断熱改修工事		断熱材の敷き込み・吹き込み、内窓外窓設置工事、複層ガラス・断熱サッシ設置工事
	障子・ふすま紙の張り替えや畳の取り替え		畳の表替え・裏返しを含む
	建具・開口部の取り替えや新設工事 （ドア・ふすま・雨戸等）		手動、電動シャッター 工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取替え、新設 ※部品修理・交換のみは不可
	造り付け収納家具工事		造作大工工事が伴うもの
建築設備工事	浴室、キッチン、洗面室、トイレの改修工事に伴う撤去、移設、修理、取替え、新設工事		システムキッチン、ユニットバス ※トイレ改修で使用できない間の仮設トイレに係る費用は不可
	住宅改修工事に伴う	給排水衛生設備工事	住宅改修工事（浴室・キッチン・洗面室・トイレ・玄関・居室の改修工事など）に伴う撤去、移設、修理、取替、新設工事 住宅改修工事に伴う宅外配管、配線工事 ※住宅改修工事を伴わない設備機器の購入・設置は不可（給湯設備の取替えのみ、IH機器等の設置のみは不可）
		給湯設備工事	
		換気設備工事	
		電気設備工事	
		ガス設備工事	
		オール電化工事	
その他の工事	既存住宅の改築工事		建物の一部改築 ※全部改築（建替え）は不可 ※居住の用に供しない建物の改築は不可
	住宅改修の工事に伴う住宅の解体工事		※解体工事のみは不可
	耐震改修工事 （屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）		木造住宅耐震改修事業補助金（建築指導課）を利用している部分は不可 ※利用していない部分は可
	バリアフリー改修工事 （手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等）		高齢者住宅改造補修費補助金（健康長寿課）を利用している部分は不可 ※利用していない部分は可 住宅改修費給付事業・重度身体障害者(児)住宅改造費補助金（福祉課）を利用している部分は不可 ※利用していない部分は可

※上記以外で不明なものについては建築住宅課までお問合せください。

対象と ならない 工事の具体例

工事内容	具体例
車庫、物置、倉庫等の改修工事	
店舗、工場、事務所等の改修工事	
門扉、ブロック塀、舗装等の外構工事	
植樹、剪定等の植栽工事	
下水道、合併処理浄化槽工事	※浴室、キッチン、トイレ等の改修に伴う工事は対象
雨水浸透ますの設置工事	
太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	
住宅改修工事を伴わない設備工事	※既存の給湯設備をエコキュート等にするだけでは不可（浴室・洗面・キッチンなど水回りの工事が必要） ※給湯設備やコンロを取替えるだけの簡易なものでオール電化となる工事は不可
雨水タンク設備の設置工事	
防犯ライト、カメラ等の設置工事	
電話、インターネット設置、配線工事	
エアコン、照明器具等電気電化製品 ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置	
消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	※住宅用火災警報器は不可 ※ガス漏れ警報器は不可
シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布 塗布、消臭、抗菌処理等	
ハウスクリーニング、排水管清掃等	
公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	
新築工事	
増・減築工事	
建物の全部改築工事（建替え） 居住の用に供しない建物の改築工事	
桐生市の他の助成制度と重複する工事 （他の補助制度を利用しない部分に関しては申請可）	木造住宅耐震改修事業補助金（建築指導課） 高齢者住宅改造補修助成事業補助金（健康長寿課） 住宅改修費給付事業・重度身体障害者（児）住宅改造費補助金（福祉課） LED 照明入替支援事業補助金（SDGs 推進課） 住まいの防犯対策用品購入補助金（地域づくり課） 等

※上記以外で不明なものについては建築住宅課までお問合せください。